

様式第六（第6条関係）

変更後の認定事業再構築計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日：平成22年9月30日

2. 変更後の認定事業者名：トナミホールディングス株式会社

3. 変更後の認定事業再構築計画の目標

（1）事業再構築に係る事業の目標

変更前	変更後
<p>トナミ運輸(株)の主力事業である貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送を含む）においては、事業者数の増加をはじめとする企業間競争の激化による「運賃水準の低下」や「建設・素材関連業種の荷動き低迷」による減収、「軽油価格の大幅な上昇によるコスト負担」の増加などにより、収益構造の改善に向けて新たな取り組みが求められる状況となっている。</p> <p>そのためにも、入出庫・保管・荷役・流通加工・配送を一体化した物流管理システムを、顧客企業に開発・提供し、主力の特別積合せ事業と物流改善提案を連携した「3PL事業」の規模拡大が肝要であり、顧客企業の高度化する物流ニーズに対し、情報機能のノウハウを活かし提案機能を強化することによって、付加価値の高い事業を展開することが課題となっている。</p> <p>こうした状況に対応するために、グループ内再編を円滑にすすめ、共通機能の効率化や、経営資源の最適配分による経営効率の一層の向上、スピーディーな経営と機動的な業務執行を効率的に行うことを目的に持株会社体制へ移行することとした。</p> <p>当社は持株会社としてグループ全体の戦略の立案・決定、遂行のための資源配分などに特化し、グループの企業価値の最大化をめざす。一方、中核的事業を行う事業会社においては、事業遂行のための権限移譲を受け、迅速な経営判断のもとサービスの新規開発、ニーズの新規開拓を積極的に行い、さらには、持株会社のガバナビリティのもとで、戦</p>	<p>トナミ運輸(株)の主力事業である貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送を含む）においては、事業者数の増加をはじめとする企業間競争の激化による「運賃水準の低下」や「建設・素材関連業種の荷動き低迷」による減収、「軽油価格の大幅な上昇によるコスト負担」の増加などにより、収益構造の改善に向けて新たな取り組みが求められる状況となっている。</p> <p>そのためにも、入出庫・保管・荷役・流通加工・配送を一体化した物流管理システムを、顧客企業に開発・提供し、主力の特別積合せ事業と物流改善提案を連携した「3PL事業」の規模拡大が肝要であり、顧客企業の高度化する物流ニーズに対し、情報機能のノウハウを活かし提案機能を強化することによって、付加価値の高い事業を展開することが課題となっている。</p> <p>こうした状況に対応するために、グループ内再編を円滑にすすめ、共通機能の効率化や、経営資源の最適配分による経営効率の一層の向上、スピーディーな経営と機動的な業務執行を効率的に行うことを目的に持株会社体制へ移行することとした。</p> <p>当社は持株会社としてグループ全体の戦略の立案・決定、遂行のための資源配分などに特化し、グループの企業価値の最大化をめざす。一方、中核的事業を行う事業会社においては、事業遂行のための権限移譲を受け、迅速な経営判断のもとサービスの新規開発、ニーズの新規開拓を積極的に行い、さらには、持株会社のガバナビリティのもとで、戦略的事業分野に対するより積極的な事業投</p>

変更前	変更後
略的事業分野に対するより積極的な事業投資を行い、新たなビジネスモデルを創出していくものである。	<p>資を行い、新たなビジネスモデルを創出していくものである。</p> <p><u>さらに当社は監督官庁の認可取得により、さらなるグループ全体および各事業の最適化の一環として、持株会社体制の中核である「トナミ運輸株式会社」の事業セグメントを見直し、地域事業戦略の強化、持株会社機能を有効に発揮する「地域分化」による収支構造の改革をはかることとした。</u></p> <p><u>監督官庁の認可取得により、10月1日を分割の効力発生日として、信越地区・中国地区事業を新たな事業会社として運営を開始する予定である。</u></p> <p><u>今後、迅速な意思決定と成長戦略の具現化を目指し、地域密着型事業の促進と、総合営業体制の一層の強化をはかり、磐石な経営基盤の構築にむけて邁進していく。</u></p>

(2) 生産性の向上を示す数値目標

変更なし

4. 変更後の認定事業再構築計画に係る事業再構築の内容

(1) 事業再構築に係る事業の内容

①中核的事業

変更なし

②選定理由

変更なし

③事業再構築に係る事業の内容

変更前	変更後
<p>トナミ運輸株式会社は、平成20年10月1日をもって、会社法に定める会社分割制度を利用し、トナミ運輸株式会社の物流関連事業（貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、倉庫業及び港湾運送業）及びその他事業（自動車修理業、物品販売業、損害保険代理業並びに委託売買業等）を同社の100%子会社であるトナミ運輸分割準備株式会社に分割継承し、純粋持株会社体制へ移行する。</p> <p>新体制のもと、スピーディーな経営と機動的な業務執行を効率的に行うことを目指す。</p>	<p>トナミ運輸株式会社は、平成20年10月1日をもって、会社法に定める会社分割制度を利用し、トナミ運輸株式会社の物流関連事業（貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、倉庫業及び港湾運送業）及びその他事業（自動車修理業、物品販売業、損害保険代理業並びに委託売買業等）を同社の100%子会社であるトナミ運輸分割準備株式会社に分割継承し、純粋持株会社体制へ移行する。</p> <p>新体制のもと、スピーディーな経営と機動的な業務執行を効率的に行うことを目指す。</p> <p>さらに平成22年10月1日（予定）より、</p>

	<p><u>さらなるグループ全体および各事業の最適化として、持株会社体制の中核である「トナミ運輸株式会社」の事業セグメントを見直し、地域事業戦略の強化、持株会社機能を有効に発揮する「地域分社化」による収支構造の改革をはかるため、「トナミ運輸株式会社」を分割会社とし、新設子会社の「トナミ運輸信越株式会社」「トナミ運輸中國株式会社」を承継会社とする分割型の吸収分割を行う。</u></p>
(事業の構造の変更：分社型吸收分割) 〈分割会社〉	(事業の構造の変更①：分社型吸收分割) 〈分割会社〉
名称：トナミ運輸株式会社 (平成 20 年 10 月 1 日「トナミホールディングス株式会社」に商号変更予定)	名称：トナミ運輸株式会社 (平成 20 年 10 月 1 日「トナミホールディングス株式会社」に商号変更予定)
住所：富山県高岡市昭和町 3 丁目 2 番 12 号	住所：富山県高岡市昭和町 3 丁目 2 番 12 号
代表者の氏名：代表取締役社長 綿貫 勝介	代表者の氏名：代表取締役社長 綿貫 勝介
資本金：14,182 百万円	資本金：14,182 百万円
〈承継会社〉	〈承継会社〉
名称：トナミ運輸分割準備株式会社 (平成 20 年 10 月 1 日「トナミ運輸株式会社」に商号変更予定)	名称：トナミ運輸分割準備株式会社 (平成 20 年 10 月 1 日「トナミ運輸株式会社」に商号変更予定)
住所：富山県高岡市昭和町 3 丁目 2 番 12 号	住所：富山県高岡市昭和町 3 丁目 2 番 12 号
代表者の氏名：代表取締役社長 綿貫 勝介	代表者の氏名：代表取締役社長 綿貫 勝介
分割前の資本金：10 百万円	分割前の資本金：10 百万円
分割後の資本金：10,000 百万円	分割後の資本金：10,000 百万円
発行する株式を引き受ける者：トナミ運輸株式会社 (平成 20 年 10 月 1 日「トナミホールディングス株式会社」に商号変更予定)	発行する株式を引き受ける者：トナミ運輸株式会社 (平成 20 年 10 月 1 日「トナミホールディングス株式会社」に商号変更予定)
分割予定日：平成 20 年 10 月 1 日（予定）	分割予定日：平成 20 年 10 月 1 日（予定）
	<u>(事業の構造の変更②：分割型吸收分割) 〈分割会社〉</u>
	名称：トナミ運輸株式会社 住所：富山県高岡市昭和町 3 丁目 2 番 12 号
	代表者の氏名：代表取締役社長 綿貫 勝介
	資本金：10,000 百万円
	<u>〈承継会社-①〉</u>
	名称：トナミ運輸信越株式会社

	<p><u>住所：新潟県新潟市西区北場 1087 番地 1</u> <u>代表者の氏名：取締役社長 寺押 豊信</u> <u>資本金：50 百万円</u> <u>発行する株式を保有する者：トナミホールディングス株式会社</u> <u>分割予定日：平成 22 年 10 月 1 日（予定）</u></p> <p><u>〈承継会社-②〉</u> <u>名称：トナミ運輸中国株式会社</u> <u>住所：広島県広島市中区南吉島二丁目 3 番 28 号</u> <u>代表者の氏名：取締役社長 泉 伸一</u> <u>資本金：50 百万円</u> <u>発行する株式を保有する者：トナミホールディングス株式会社</u> <u>分割予定日：平成 22 年 10 月 1 日（予定）</u></p>
<p>(事業革新)</p> <p>貨物自動車運送事業において、新サービス「トナミ・サプライ・メンテナンス」を開発・展開し、計画終了年度において当該サービスの営業収益の合計額が、すべての事業の営業収益の 1.0%以上とすることを目指とする。</p> <p>「トナミ・サプライ・メンテナンス」の新規性は、全国 24 時間対応の緊急配送にある。当社は「トナミ・サプライ・メンテナンス」を利用する企業に対し、24 時間にいつでも、時間指定配送サービスを提供する。「トナミ・サプライ・メンテナンス」のターゲットは、緊急配送・迅速配送を日常的に要求されている事業会社であり、新サービスは当該企業が潜在的に有する「迅速かつ 24 時間対応の配送ニーズ」に対応したものである。</p> <p>また、「トナミ・サプライ・メンテナンス」では、当社の既存全国物流網と当社開発のマルチベンダー型システムを使用する。マルチベンダー型システムは、ウェブを利用したシステムであり、荷主企業、当社、商社、倉庫業者、卸売業者、配送先企業など当該物流に係る全ての関係者が、配送状況や在庫状況等の物流情報を、容易かつ即時に共有することを可能とする。このような容易かつ即時の情報共有は、サプライ・チェーン・マネジメントによる物流全体最適化を実現する。</p>	<p>(事業革新)</p> <p>貨物自動車運送事業において、新サービス「トナミ・サプライ・メンテナンス」を開発・展開し、計画終了年度において当該サービスの営業収益の合計額が、すべての事業の営業収益の 1.0%以上とすることを目指とする。</p> <p>「トナミ・サプライ・メンテナンス」の新規性は、全国 24 時間対応の緊急配送にある。当社は「トナミ・サプライ・メンテナンス」を利用する企業に対し、24 時間にいつでも、時間指定配送サービスを提供する。「トナミ・サプライ・メンテナンス」のターゲットは、緊急配送・迅速配送を日常的に要求されている事業会社であり、新サービスは当該企業が潜在的に有する「迅速かつ 24 時間対応の配送ニーズ」に対応したものである。</p> <p>また、「トナミ・サプライ・メンテナンス」では、当社の既存全国物流網と当社開発のマルチベンダー型システムを使用する。マルチベンダー型システムは、ウェブを利用したシステムであり、荷主企業、当社、商社、倉庫業者、卸売業者、配送先企業など当該物流に係る全ての関係者が、配送状況や在庫状況等の物流情報を、容易かつ即時に共有することを可能とする。このような容易かつ即時の情報共有は、サプライ・チェーン・マネジメントによる物流全体最適化を実現する。</p>

当社では、「トナミ・サプライ・メンテナンス」の専門部署の設置を決定しており、2008年10月以降の専門部署の実稼動にむけた社内のルール作り、人員配置等について準備を行っている。	当社では、「トナミ・サプライ・メンテナンス」の専門部署の設置を決定しており、2008年10月以降の専門部署の実稼動にむけた社内のルール作り、人員配置等について準備を行っている。
--	--

(2) 事業再構築を行う場所の住所

変更前	変更後
トナミ運輸株式会社 本社 富山県高岡市昭和町3丁目2番 12号	トナミ運輸株式会社 (現トナミホールディングス株式会社) 本社 富山県高岡市昭和町3丁目2番 12号
トナミ運輸分割準備株式会社 本社 富山県高岡市昭和町3丁目2番 12号	トナミ運輸分割準備株式会社 (現トナミ運輸株式会社) 本社 富山県高岡市昭和町3丁目2番 12号
	<u>トナミ運輸信越株式会社</u> <u>本社 新潟県新潟市西区北場 1087 番地 1</u>
	<u>トナミ運輸中国株式会社</u> <u>本社 広島県広島市中区南吉島二丁目3番 28号</u>

(3) 関係事業者

変更前	変更後
トナミ運輸株式会社(平成20年10月1日「トナミホールディングス株式会社」に商号変更予定)がトナミ運輸分割準備株式会社(平成20年10月1日「トナミ運輸株式会社」に商号変更予定)の発行済み及び今後発行する株式総数の全てを保有することとなるため、特定関係事業者に該当する。	トナミ運輸株式会社(平成20年10月1日「トナミホールディングス株式会社」に商号変更)がトナミ運輸分割準備株式会社(平成20年10月1日「トナミ運輸株式会社」に商号変更)の発行済み及び今後発行する株式総数の全てを保有することとなるため、特定関係事業者に該当する。
	<u>トナミ運輸信越株式会社(トナミホールディングス株式会社の100%子会社)</u>
	<u>トナミ運輸中国株式会社(トナミホールディングス株式会社の100%子会社)</u>

(4) 事業再構築を実施するための措置の内容

変更前	変更後
別表1のとおり	別表1のとおり

(5) 不動産の譲渡または譲受けの予定
変更なし

5. 事業再構築の実施時期

(1) 事業再構築の開始時期及び終了時期
変更なし

(2) 毎事業年度の実施予定

変更前	変更後
別表3のとおり	別表3のとおり

6. 事業再構築を実施するために必要な資金の額及び調達方法

(1) 必要な資金の額及び調達方法の概要
変更なし

7. 事業再構築に伴う労務に関する事項

(1) 事業再構築の開始時期の従業員数
変更なし

(2) 事業再構築の終了時期の従業員数 (平成23年3月末日時点)

変更前	変更後
(平成23年3月末日時点) 6,815名 【内訳】 トナミホールディングス株式会社 85名 トナミ運輸株式会社 6,730名	(平成23年3月末日時点) 6,815名 【内訳】 トナミホールディングス株式会社 60名 トナミ運輸株式会社 5,955名 トナミ運輸信越株式会社 500名 トナミ運輸中国株式会社 300名

(3) 事業再構築に充てる予定の従業員数

変更前	変更後
6,815名	6,815名 平成23年3月末日の従業員数

(4) (3)中、新規に採用される従業員数(平成20年10月～平成23年3月)

変更前	変更後
713名 【内訳】 トナミホールディングス株式会社 0名 トナミ運輸株式会社 713名	713名 【内訳】 トナミホールディングス株式会社 0名 トナミ運輸株式会社 695名 トナミ運輸信越株式会社 10名 トナミ運輸中国株式会社 8名

(5) 事業再構築に伴い出向または解雇される従業員数
変更なし

<変更前>

別表1 事業再構築の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
事業の構造の変更	<p>会社の分割による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上</p> <p>吸收分割（物的分割） トナミ運輸株式会社の物流関連事業（貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、倉庫業及び港湾運送業）及びその他事業（自動車修理業、物品販売業、損害保険代理業並びに委託売買業等）をトナミ運輸分割準備株式会社に承継させる。</p> <p>①分割会社 名称：トナミ運輸株式会社 (平成20年10月1日「トナミホールディングス株式会社」に商号変更) 住所：富山県高岡市昭和町3丁目2番12号 代表者氏名：代表取締役社長 綿貫 勝介 資本金：14,182百万円</p> <p>②承継会社 名称：トナミ運輸分割準備株式会社 (平成20年10月1日「トナミ運輸株式会社」に商号変更) 住所：富山県高岡市昭和町3丁目2番12号 代表者氏名：代表取締役社長 綿貫 勝介 分割前の資本金：10百万円 分割後の資本金：10,000百万円</p> <p>③発行する株式を引き受ける者： トナミ運輸株式会社 (平成20年10月1日「トナミホールディングス株式会社」に商号変更)</p> <p>④分割予定日：平成20年10月1日（予定）</p>	<p>租税特別措置法第80条第1項第3号（認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減）</p> <p>租税特別措置法第81条第9項（会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減）</p>
事業革新	<p>第2条第2項第2号イ</p> <p>貨物自動車運送事業において「トナミ・サプライ・メンテナンス」を開発・展開し、計画終了年度において当該サービスの営業収益の合計額が、すべての事業の営業収益の1.0%以上とすることを目標とする。</p> <p>「トナミ・サプライ・メンテナンス」の新規性は、全国24時間対応の緊急配達にある。当社は「トナミ・サプライ・メンテナンス」を利用する企業に対し、24時間いつでも、時間指定配達サービスを提供する。「トナミ・サプライ・メンテナンス」のターゲットは、緊急配達・迅速配達を日常的に要求されている事業会社であり、新サービスは当該企業が潜在的に有する「迅速かつ24時間対応の配達ニーズ」に対応したものである。</p> <p>また、「トナミ・サプライ・メンテナンス」では、当社の既存全国物流網と当社開発のマルチベンダー型システムを使用する。マルチベンダー型システムは、ウェブを利用したシステムであり、荷主企業、当社、商社、倉庫業者、卸売業者、配送先企業など当該物流に係る全ての関係者が、配達状況や在庫状況等の物流情報を、容易かつ即時に共有することを可能とする。このような容易かつ即時の情報共有は、サプライ・チェーン・マネジメントによる物流全体最適化を実現する。</p> <p>当社では、「トナミ・サプライ・メンテナンス」の専門部署の設置を決定しており、2008年10月以降の専門部署の実稼動にむけた社内のルール作り、人員配置等について準備を行っている。</p>	

<変更後>

別表1 事業再構築の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
事業の構造の変更	<p><u>(1) 分社型吸収分割</u></p> <p>トナミ運輸株式会社の物流関連事業（貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、倉庫業及び港湾運送業）及びその他事業（自動車修理業、物品販売業、損害保険代理業並びに委託売買業等）をトナミ運輸分割準備株式会社に承継させる。</p> <p>①分割会社 名称：トナミ運輸株式会社 (平成 20 年 10 月 1 日「トナミホールディングス株式会社」に商号変更) 住所：富山県高岡市昭和町 3 丁目 2 番 12 号 代表者氏名：代表取締役社長 綿貫 勝介 資本金：14,182 百万円</p> <p>②承継会社 名称：トナミ運輸分割準備株式会社 (平成 20 年 10 月 1 日「トナミ運輸株式会社」に商号変更) 住所：富山県高岡市昭和町 3 丁目 2 番 12 号 代表者氏名：代表取締役社長 綿貫 勝介 分割前の資本金：10 百万円 分割後の資本金：10,000 百万円</p> <p>③発行する株式を引き受ける者： トナミ運輸株式会社 (平成 20 年 10 月 1 日「トナミホールディングス株式会社」に商号変更)</p> <p>④分割予定日：平成 20 年 10 月 1 日</p> <p><u>(2) 分割型吸収分割</u></p> <p><u>トナミ運輸株式会社の信越地区・中国地区事業をトナミ運輸信越株式会社ならびにトナミ運輸中国株式会社に承継させる。</u></p> <p>①分割会社 名称：トナミ運輸株式会社 住所：富山県高岡市昭和町 3 丁目 2 番 12 号 代表者氏名：代表取締役社長 綿貫 勝介 資本金：100,000 百万円</p> <p>②-1 承継会社 名称：トナミ運輸信越株式会社 住所：新潟県新潟市西区北場 1087 番地 1 代表者氏名：代表取締役社長 寺押 豊信 資本金：50 百万円</p> <p>②-2 承継会社 名称：トナミ運輸信越株式会社 住所：広島県広島市中区南吉島二丁目 3 番 28 号 代表者氏名：代表取締役社長 泉 伸一 資本金：50 百万円</p> <p>③発行する株式を保有する者： トナミホールディングス株式会社</p> <p>④分割予定日：平成 22 年 10 月 1 日（予定）</p>	<p>租税特別措置法第 80 条第 1 項第 3 号（認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減）</p> <p>租税特別措置法第 81 条第 9 項（会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減）</p>
事業革新		

第2条第2項第2号 イ	<p>貨物自動車運送事業において「トナミ・サプライ・メンテナンス」を開発・展開し、計画終了年度において当該サービスの営業収益の合計額が、すべての事業の営業収益の1.0%以上とすることを目標とする。</p> <p>「トナミ・サプライ・メンテナンス」の新規性は、全国24時間対応の緊急配送にある。当社は「トナミ・サプライ・メンテナンス」を利用する企業に対し、24時間いつでも、時間指定配達サービスを提供する。「トナミ・サプライ・メンテナンス」のターゲットは、緊急配達・迅速配達を日常的に要求されている事業会社であり、新サービスは当該企業が潜在的に有する「迅速かつ24時間対応の配達ニーズ」に対応したものである。</p> <p>また、「トナミ・サプライ・メンテナンス」では、当社の既存全国物流網と当社開発のマルチベンダー型システムを使用する。マルチベンダー型システムは、ウェブを利用したシステムであり、荷主企業、当社、商社、倉庫業者、卸売業者、配達先企業など当該物流に係る全ての関係者が、配達状況や在庫状況等の物流情報を、容易かつ即時に共有することを可能とする。このような容易かつ即時の情報共有は、サプライ・チェーン・マネジメントによる物流全体最適化を実現する。</p> <p>当社では、「トナミ・サプライ・メンテナンス」の専門部署の設置を決定しており、2008年10月以降の専門部署の実稼動にむけた社内のルール作り、人員配置等について準備を行っている。</p>	
----------------	--	--

<変更前>

別表3

事業再構築の実施時期

年 度	実 施 内 容
20年度	4月 10日 分割決定取締役会（トナミ運輸株式会社） 4月 10日 吸収分割準備会社設立 吸収分割決議取締役会 （トナミ運輸分割準備会社） 4月 10日 吸収分割契約締結 6月 27日 吸収分割承認株主総会 （トナミ運輸株式会社は定時、トナミ運輸分割準備会社 は臨時） 10月 1日 吸収分割の効力発生日（予定） 新サービスの提供開始
21年度	新サービスの本格提供
22年度	新サービスの本格提供 新サービスの営業収益比率を全営業収益の1%以上とする

<変更後>

別表3

事業再構築の実施時期

年 度	実 施 内 容
20年度	4月 10日 分割決定取締役会（トナミ運輸株式会社） 4月 10日 吸収分割準備会社設立 吸収分割決議取締役会 （トナミ運輸分割準備会社） 4月 10日 吸収分割契約締結 6月 27日 吸収分割承認株主総会 （トナミ運輸株式会社は定時、トナミ運輸分割準備会社 は臨時） 10月 1日 吸収分割の効力発生日 新サービスの提供開始
21年度	新サービスの本格提供
22年度	新サービスの本格提供 <u>8月 2日 新子会社設立取締役会(トナミホールディングス株式会社)</u> <u>8月 2日 新子会社 2社設立</u> <u>8月 2日 吸収分割契約承認取締役会(トナミ運輸株式会社)</u> <u>8月 2日 吸収分割契約承認株主総会(トナミ運輸信越株式会社)</u> <u>8月 2日 吸収分割契約承認株主総会(トナミ運輸中国株式会社)</u> <u>8月 2日 吸収分割契約締結</u> <u>10月 1日 吸収分割の効力発生日（予定）</u> 新サービスの営業収益比率を全営業収益の1%以上とする